

秘書広報課

-6.2.26

第48号受付

申し入れ

——地方自治の基本原則を毀損する「国の補充的な指示」の制度の

創設に反対してください——

鎌ヶ谷市長 芝田ひろみ様

2024年2月26日

「民主と自治の会」

藤代政夫  渡邊俊彦 

戸部光枝 

連絡先：445-9144

日頃より鎌ヶ谷市の地方自治の充実のため、又、住民の自治発展のためあらゆる事務においてご尽力ください、敬意を表します。

昨年2023年12月21日「地方制度調査会」から「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」が出されました。

答申では三つの点について提言されています。

①「DXの進展を踏まえた対応」②「地方公共団体相互間の連携協力及び公共私の連携」③「大規模な災害、感染症の蔓延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応」と。

「大規模な災害、感染症の蔓延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対応」の中で、2000年の地方分権一括法の基本原則と抵触する諸方策が語られています。

2000年の地方分権一括法で機関委任事務がなくなり、通達も廃止され“通知（技術的助言）”ということになりました。「国と地方自治体は対等」であり、地方自治体の「条例制定権」「自治事務に係る法律の条文解釈は一義的に自治体にある」ことが認められ、地方自治体の自主的・主体的活動のより拡充によって“憲法92条の地方自治の本旨”を実現しようとしています。

ところが今回の答申では「特例」であり、「必要最小限度の範囲で」「閣議決定」でするものと言いつつも、“地方自治法の規定を直接の根拠として必要な指示を行うことが出来るよう”する『国の補充的な指示』を地方自治法の中に規定しようとしているのです。

地方自治法の改正の方向として

○国が地方に資料の提出を求めることが出来る場合等を緩和・拡大化。

○国の指示により、都道府県が保健所設置市区等との調整の役割。

○地方相互間の応援・職員派遣についての国の役割を規定。

○適切な要件・手続きのもと、国から地方への『補充的な指示』を可能に。が示されています。

これでは“国と地方自治体は対等”といった2000年の地方分権一括法で示さ

れた根本原則が壊されてしまいます。

先般、総務省とのヒアリングがありました（2/16・オンライン）。

総務省からの回答は・・・

Q、指示も必要最小限度と言うがその限度は？（福島元我孫子市長から質問）

答え：指示を行う際、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態において、国民の生命・身体又は財産の保護のため必要な措置の実施の確保が求められる場合とする」という要件で必要最小限を判断する。

*（ヒアリングに参加した人々の思い）：具体的にどのような場合なのか？抽象的であいまいで限度の判断基準になるのか疑問です。

Q、「補充的な指示」を導入する立法事実がないのでは？

答え：「コロナ感染症での課題は個別法の改正で手当てされ、今では個別法で対応できるが、“個別法の範囲を超えた事態の場合に対して指示権を用意しておく”ことが立法事実です。

*（福島さんの反論）：具体的困難は個別法で対応できるなら、地方自治法を改正して国の指示権を設定する立法事実はないのでは。地方自治法で用意しておかなければならない立法事実を聞いていているのに、はっきり答えられないということはないということなのでしょう。

まだ法案は出てきていませんが地方制度調査会の答申、総務省の説明からも国は「国の方自治体への指示権」がほしいようです。地方分権一括法で地方自治の権利がはっきり認められ国が地方自治体をコントロールする権限が制限されてしまったこと、当然のこととして国の指示権が自治法に規定されていないことが、国にとっての改正への立法事実なのではと思ってしまいます。

コロナ感染症に際して保健所の・病床の逼迫、ダイアモンド・プリンセス号対応の困難を言ってますが、これらは国が新自由主義の政策で医療カット保健所カットをしてきた結果の困難さであり、感染症対策の基本が先端医療に依拠していない政策の遅れ故のものなのに、地方自治体への国の指示権がなかったから混乱したみたいな理由付けは許せません。

2023年施行となった個人情報保護法に対応する地方自治体の条例がほぼすべて国（個人情報保護委員会）のガイドラインに従った「施行条例」であったことからも自治法に国の指示権が規定されれば地方自治体の自治権は大きく後退してしまいます。

今国会で改正法案が出されるとも言われています。「地方 6 団体」も地方制度調査会に参加していますので、以下のことをお伺いいたします。

Q1、憲法 92 条地方自治の本旨が大原則であり、更に 2000 年地方分権一括法で

- 機関委任事務の廃止・・・自治事務と法定受託事務へ
- 通達の廃止・・・通知（技術的助言）へ
- 国と地方自治体は対等

○地方自治体には条例制定権がある

○自治事務に係る法律の解釈は一義的には地方自治体にある。

が認められこの原則が今でも自治の原則と理解していますが、鎌ヶ谷市も同じように判断していますか？

Q2、地方自治は民主主義の学校とも言われています。市民のより自由で民主的な社会にするには、地方自治の更なる拡充が必要と思われますが、鎌ヶ谷市はどう思われますか？

Q3、国からの「技術的助言」「勧告」「指示」の内容はそれぞれどのようなものですか。その違いはどのようなものでしょうか？教えてください。

Q4、「国の補充的な指示」によって地方自治の何が阻害されますか？

又、阻害される自治のマイナスと国の指示による国のプラスはそれぞれ何でしょうか？

Q5、災害・感染症による「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」において十分に対応できない施策・状態はそれぞれの個別法（感染症法・災害対策基本法・新型インフルエンザ法など）改正のための立法事実です。

地方自治法に国の補充的な指示を規定しようとするための自治法改正の立法事実は何なのでしょうか？教えてください。

Q6、答申には「大規模な災害、感染症の蔓延“等”」と記載されてますがコロナ感染症パンデミックや地震・津波・台風・洪水などの大災害以外に「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」とは具体的にどのような事態なのでしょうか？国民保護法の対象の事態まで想定されているのでしょうか？

Q7、鎌ヶ谷市において地方自治体の権限だけでは対応し切れなかった事態はどのようなものがありましたか？又、その解決策は地方自治体への権限（財源を含めた）の付与ですか？それとも国からの“指示”と言う国のコントロールですか？

Q8、こんごの自治体の自治のためにデジタルの活用は必要でしょうが、①鎌ヶ谷市においてデジタル化しなければならないと考えられる業務はどのようなものがあり、どのように導入していくことで解決できますか？

②デジタル・ビッグデータの利活用における個人情報保護の問題がありますが、民主的チェック機能はどこで、誰が、どのように行いますか？（cf、バルセロナのデジタルへの民主的チェック機能）具体的な課題と解決方法をいくつかの事例をあげて説明してください。

Q9、「国の補充的な指示」制度の創設に対し、鎌ヶ谷市は問題点を指摘し“慎重にすべき”と国に要請してください。

*文書による回答を3月19日までにお願いします。